

(仮称) 青南 R E R ガス化溶融炉増設事業に係る環境影響評価方法書  
 についての意見概要

意見書提出者 2名

No.	意見の概要	事業者の見解
1	給水計画に示されている揚水量は約 220m <sup>3</sup> /日を計画しているとあるが、鶴ヶ坂地区（特に半径 500m）に与える地下水の影響を示せ。	鶴ヶ坂地区を含む対象事業実施区域周辺は、第一帯水層は大釈迦層（約 GL-40m 以深）であり、地下水量は比較的豊富であると想定しています。対象事業実施区域内の井戸敷設予定位置から最も近い住居まで約 450m 離れており、また河川を挟んで対岸に位置していることから、揚水による影響はほとんどないものと考えます。 なお、万全を期すため、地下水の揚水により周辺への影響がないか外部機関に調査を依頼します。
2	建築物衛生法に基づく地下水の水質検査結果を示せ。	青南 R E R の既設焼却施設及び増設計画の施設は建築物衛生法の対象ではありません。 なお、既設焼却施設において、水質の自主測定（簡易検査）を実施していますので、当社にお問い合わせいただければ、その結果を示すことができます。
3	地下水揚水の使用目的の説明が無く、場内での使用する量も含め 300m <sup>3</sup> /日使用するものと想定し環境影響評価を行うこと。	事業者の見解 No. 1 に記載のとおりです。 なお、地下水の使用目的については、方法書に記載のとおりプラント用水として使用します。
4	青森市における上水道の整備状況（鶴ヶ坂含む）を示せ。	準備書でお示しします。
5	湿り排ガスの成分のデータを示せ。	既設焼却施設については、大気汚染防止法に基づく排ガスの測定データをホームページで公開をしています。 増設計画の施設については、準備書でお示しします。
6	排出する排ガスが地球温暖化に及ぼす影響を示せ。	廃棄物の処理及び廃棄物等搬出入車両の走行に伴って発生する温室効果ガスによる影響について予測・評価を行い、準備書でお示しします。
7	景観の項目で半径 500m を上空からみた景観（ドローン撮影）を追加し示せ。	景観に関しては、「青森県環境影響評価技術指針マニュアル」に準拠して主要な眺望点からの眺望景観の変化の程度について予測・評価いたします。 プライバシーの観点からドローンによる上空からの撮影は考えていません。

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>㈱青南 RER 独自で調査しているダイオキシン類（土壌）（地下水）の調査地点、調査結果を示せ。（過去5年間）</p>	<p>当社（焼却施設）では、ダイオキシン類（土壌・地下水）の測定を行っていませんが、株式会社青南商事産業技術センター（埋立処分場）にて町内の地下水のダイオキシン類の測定をしています。その結果は西部地区協議会を通じてお伝えしています。 詳しくは、株式会社青南商事にお問い合わせください。</p>
9	<p>今まで焼却稼働してきたすべての観測データをもとに鶴ヶ坂町会に与えてきた環境影響評価を示せ。</p>	<p>今回の事業とは関係のないものと考えますが、別途、どのような観測データによる評価が求められているか改めて相談をさせていただきたいと思います。</p>
10	<p>廃棄物の処理に伴い発生する汚水は、施設内で循環再利用し、無放流とあるが、どのような処理システムなのか示せ。</p>	<p>廃棄物の処理に伴い発生する汚水は、施設内水処理設備で処理後、排ガス冷却用の噴霧水として使用するほか、余剰分については焼却処理します。</p>
11	<p>4.1.6 水質～4.1.12 土壌までの▲のところのすべてに環境影響があるものと考え評価すること。理由として近隣に最終処分場があるため。</p>	<p>本環境影響評価では、事業による環境影響が懸念される環境要素について、環境影響評価項目として選定しています。 環境影響評価項目選定の妥当性については、学識経験者で組織される青森県環境影響評価審査会及び青森県知事の意見を踏まえて、今後検討をします。</p>
12	<p>取り扱う廃棄物の種類、処理方法のすべてについて、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による産業廃棄物処理施設として適切か示せ。同じく一般廃棄物処理施設として適切か示せ。</p>	<p>本事業は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法を含めすべての関係法令に準拠して実施します。 さらに、事業者の実行可能な範囲内で環境保全対策を実施し、周辺への環境影響を低減します。</p>
13	<p>産業廃棄物、一般廃棄物の設置の許可申請書及び処理業の許可申請書を青森市に申請と同時に鶴ヶ坂町会に複写を提出すること。</p>	<p>施設の設置許可申請書及び処理業の許可申請書については、利害関係者及び社外秘の情報が含まれているため、青森市以外に複写を提出することはできません。 ただし、施設の設置許可申請書については、廃棄物処理法で定められた縦覧期間（30日間）がありますので、その際にご確認ください。縦覧期間については決まり次第、町会にご連絡します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>熔融処理による発生したスラグについて、熔融スラグが安全であることが実証しておらず、国及び自治体においても利用されていないのが現状です。この地区に山積みとなりどんどんスラグが増えており再利用されていないようです。スラグは廃棄物として最終処分した方が良いと思います。熔融スラグの溶出試験結果を示せ。</p>	<p>青森県内の事業者より発生するスラグについては、青森県リサイクル製品認定制度に基づき、製品に利用されるなど、幅広く活用されてきています。当社のスラグについては、今後販売先や利用方法を増やすなどして、再利用に努めます。スラグの溶出試験結果は、当社にお問い合わせいただければ、その結果を示すことができます。</p>
15	<p>熔融スラグの保管場所の土壌汚染が心配されております。保管場所の環境影響評価を行うべきです。</p>	<p>JIS 規格に準拠したスラグのみを販売しており、土壌汚染の心配はないと考えます。スラグの溶出試験結果は、当社にお問い合わせいただければ、その結果を示すことができます。</p>
16	<p>廃棄物の処理計画を示せ。</p>	<p>事業実施がまだ決定されていないため、具体的な処理計画はまだできていません。</p>
17	<p>他県の産業廃棄物、一般廃棄物を持ち込まないこと。</p>	<p>県外からの産業廃棄物の搬入は主に東北6県からありますが、必ず青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例に基づく事前協議を締結したうえで行っています。一般廃棄物については汚泥の搬入がありますが、法令を順守したうえで行っています。なお、家庭ごみの県外搬入はありません。</p>
18	<p>PCB、放射性物質汚染による廃棄物は取り扱わないこと。</p>	<p>増設計画施設の稼働に当たっては、廃棄物処理法を遵守してまいります。また、国が定める規制値に基づき、適正な受け入れの管理をしています。</p>
19	<p>計画地からおおよそ 100m の距離に住宅がある。500m の距離内には温泉、住宅があり、日常生活圏に近い距離に計画地がある。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の住居等の環境保全対象を予測地点とし、環境影響評価を実施します。</p>
20	<p>鶴ヶ坂地域には水道の供給がなく、地下水の汲み上げにより生活している。青南 RER は、現在稼働している熔融炉でも相当の地下水の汲み上げをしており周辺の地下水の湧出量が減少している。増設事業で更に地下水の汲み上げをすると、温泉、周辺住民の生活に重大な影響を及ぼす。</p>	<p>事業者の見解No. 1 に記載のとおりです。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<p>現在稼働している溶融炉から排出している排ガスが福島原発爆発時のキノコ雲に似ていて、地域と特有の東風により周辺に撒き散らす。増設事業で更にキノコ雲が増えると周辺の農作物、山菜の販売に影響を及ぼす。風評被害については、福島原発事故のごとくである。</p>	<p>本事業の廃棄物処理施設からの排ガスによる影響について、予測・評価を行います。</p>
22	<p>現在稼働している溶融炉から排出される溶融スラグが鶴ヶ坂地域内に野積されていて巨大な山になっている。有害物質が漏洩していないか確認されず、安全が立証されないまま増える一方であり、更に増えることになれば脅威である。</p>	<p>事業者の見解No.14、15に記載のとおりです。</p>
23	<p>青南 RER の産廃事業が始まって 20 年となるが、膨大な水資源を使い、自然環境に大量の排気ガスを放出して周辺に撒き散らしているにもかかわらず、周辺の水源涵養、自然環境の保全に何も措置を講じていない。更なる増設事業でも水源涵養、自然環境の保全を軽んじている。</p>	<p>本事業の実施による環境影響について予測、評価を行い、各種基準値や目標値との整合が図れているか重視しています。整合が図れていない場合は、環境保全措置を講じます。また、事業者の実行可能な範囲内において、さらなる環境保全措置を講じ、周辺への環境影響を回避・低減してまいります。</p>